

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、五戸町の取組方針を次のとおり策定した。

○基本的な考え方

技能労務職員等の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託の推進等を行い、総人件費の抑制を図る。

○具体的な取組内容

①給料表

技能職給料表は、国の行政職俸給表(二)に準じており、平成18年度には、国の改定に準拠して職務の級の統合や号給の細分化など給与構造の見直しを行い、改定している。

②昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行っているが、昇格・昇給の基準について、国の運用を参考に見直しを行う。

③諸手当

技能労務職員が支給対象となる特殊勤務手当はない。

○その他（民間委託の推進、事務・事業の見直し等）

平成8年度から技能労務職員については、退職不補充としている。